

(趣旨)

第 1 条 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)の施行については、福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成 10 年福島県条例第 51 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立認証申請書)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の申請書は、設立認証申請書(第 1 号様式)によるものとする。

(公告及び縦覧)

第 3 条 法第 10 条第 2 項(法第 25 条第 5 項及び法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告は、会津坂下町公告式条例(昭和 30 年会津坂下町条例第 1 号)に定める第 2 条第 2 項の掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 法第 10 条第 2 項の縦覧は、会津坂下町役場政策財務部において行うものとする。

(補正書)

第 4 条 法第 10 条第 3 項(法第 25 条第 5 項及び法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正書(第 2 号様式)により行うものとする。

(設立登記完了届出書)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の届出書は、設立登記完了届出書(第 3 号様式)によるものとする。

(役員変更等届出書)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の届出書は、役員変更等届出書(第 4 号様式)によるものとする。

(定款変更認証申請書)

第 7 条 法第 25 条第 4 項の申請書は、定款変更認証申請書(第 5 号様式)によるものとする。

(定款変更届出書)

第 8 条 条例第 7 条の届出書は、定款変更届出書(第 6 号様式)によるものとする。

(定款変更登記事項証明書提出書)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項の提出書は、定款変更登記事項証明書提出書(第 7 号様式)によるものとする。

(事業報告書等提出書)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項の提出書は、事業報告書等提出書(第 8 号様式)によるものとする。

(事業報告書等の公開)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める場所は、会津坂下町役場政策財務部とする。

(閲覧等請求書)

第 12 条 条例第 11 条第 2 項の請求書は、閲覧等請求書(第 9 号様式)によるものとする。

(解散認定申請書)

第 13 条 条例第 13 条の申請書は、解散認定申請書(第 10 号様式)によるものとする。

(解散届出書)

第 14 条 条例第 14 条第 1 項の届出書は、解散届出書(第 11 号様式)によるものとする。

(清算人兼任届出書)

第 15 条 条例第 14 条第 2 項の届出書は、清算人兼任届出書(第 12 号様式)によるものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第 16 条 条例第 15 条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(第 13 号様式)によるものとする。

(清算結了届出書)

第 17 条 条例第 16 条の届出書は、清算結了届出書(第 14 号様式)によるものとする。

(合併認証申請書)

第 18 条 法第 34 条第 4 項の申請書は、合併認証申請書(第 15 号様式)によるものとする。

(合併登記完了届出書)

第 19 条 条例第 18 条において準用する条例第 4 条第 1 項の届出書は、合併登記完了届出書(第 16 号様式)によるものとする。

(身分証明書)

第 20 条 法第 41 条第 3 項の証明書は、身分証明書（第 17 号様式）によるものとする。

(電磁的記録による据置きの方法)

第 21 条 条例第 33 条第 2 項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルによる保存の方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読みとってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第 22 条 条例第 34 条第 2 項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第 23 条 条例第 35 条第 2 項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。